



原発のない安全な北海道に

2017.9.1 No.23

発行 泊原発の廃炉をめざす会

〒060-0808
札幌市北区北8条西6丁目2-23-806
TEL 011-594-8454
FAX 011-594-8455
URL <http://tomari816.com>
E-mail info@tomari816.com
郵便振替口座 02790-1-100850

第21回 法廷だより

2017年6月13日、第21回口頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

好天の下 傍聴席も満員

2017年6月13日午後2時00分より札幌地裁で、第21回口頭弁論期日が開かれました。6月にしてはやや涼しい晴天のためか、傍聴席も満席となりました。

今回の期日では、裁判長が交代したため「弁論の更新」の手続が行われ、その一環として原告の意見陳述と、弁護団から地震と火山に関する主張をまとめる口頭説明を行いました。その後、弁護団の市川弁護士が進行に関する意見を述べました。

原告意見陳述

原告の意見陳述は、株式会社りんゆう観光の会長である植田英隆さんが行いました。原発が経済に悪影響を及ぼすとの主張にも触れつつ、原発安全神話を復活させてはならないことを訴えました。（意見陳述の内容は2ページ）

弁護団の口頭陳述

地震については菅澤弁護士が行い、本年3月10日の原子力規制委員会での訴訟当初から原告が主張してきた海底活断層について、存在を前提として検討するよう北電に指示がなされたことを指摘しました。そして、活断層の認定や耐震性評価の方法についてこれまでの主張をまとめ、重要



な活断層の存在という前提が変わった以上、泊原発の設置許可は無効状態であるとして、具体的危険が認められるべきであることを訴えました。

火山については木場弁護士が行い、泊原発の具体的自然条件にも触れつつ、日本は火山国であつて国際基準よりも慎重に火山の影響を評価しなければならぬのに、それがなされていないことの不備を指摘し、火山灰や火砕流による過酷事故の具体的危険性があることを訴えました。

市川弁護士は、訴訟の進行に関する意見として、原子力規制委員会は泊原発が現状で規制基準に適合しないと判断していることとみるべきであり、これまでの裁判例の判断基準からいつて具体的危険性を認める判決を直ちに言い渡せる状態にあると訴えつつ、裁判所に対して、被告に主張の変更をする用意があるかどうかを確認するよう求めました。

被告の対応等

この後裁判長から被告に対し、「規制委員会での修正に対応する主張を訴訟ではしないのか」との旨の質問があり、これに対して被告からは、「直

ちには主張しない。議論が動いているためである。」旨の回答がありました。裁判長からの「今後主張する可能性があるのなら、スケジュールだけでも明らかにできないか」との旨の質問に対しても、被告は明確な回答をしませんでした。

裁判長からは、「被告が新たな見解を踏まえて主張するというのなら待つが、それがないのであれば原告の言うとおり結審できるかもしれない。被告にはスケジュールを示してほしい。」との求めがありました。

今後の予定等

次回期日は、9月19日（火）午後2時00分からです。（なお、次々回は12月19日（火）午後2時00分と予定されています。）

規制委員会の動きや裁判長の交代もあり、今回はこの訴訟の分岐点になるかもしれません。また、新しい裁判長の訴訟指揮はわかりやすいとの声も聞かれました。次回もたくさんの方に傍聴へおいでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょ。

（文責：竹信航介）

意見陳述

「原発安全神話」が
打ち砕かれた日

原告 植田英隆

私たちは未曾有の
原発事故を見た

私は、株式会社りんゆう観光会長の植田英隆と申します。第2次訴訟の原告で、長年観光業界に身を置いてきました。観光業界にも私にも2011年3月11日の東日本大震災と東京電力福島原子力発電所事故はたいへんなショックでした。私自身が思い込んでいた「原発安全神話」が打ち砕かれました。それが泊原発差し止め訴訟の原告に私が参加する遠因にもなりました。

3・11から何を学んだかと言つと、未曾有の原発事故とその被害を目の当たりにして、「原発安全神話」を再び復活させてはならず、現実と実態を直視し、原発の停止、撤去への道を歩むべきだということでした。これはきちんとした意見交換、内容理解があれば、国民の多数が受け止められる内容ではないでしょ

うか。加えて国民は、「間違った国策にはノー、正しい国策にはイエス」と言うべきだということを感じた。これを痛感する機会となりました。将来を見据え、責任の所在を明らかにし、わかりやすく物事をすすめていくことが大事と認識しました。

これからの災害の
可能性と未来への
責任を認める

3・11以降、全国で原子力発電所は運転停止となりました。しかし、その後は、政府や原子力規制委員会により、原子力発電所の運転再開、再稼働への動きが推進されています。

そのような動きに対して、この泊原発の廃炉訴訟を含め、全国各地で裁判が起こされています。これは、正当な異議申し立てではないでしょう。過去をきちんと反省せず、無理に無理を重ねることは、どうしても止めなくてはなりません。この裁判におけ

る原告主張、原告陳述も積み重ねられてきました。原発再稼働の問題点を原告側としてはつきりさせてきたものと受け止めています。

私自身の認識もこの裁判体験により、ひろがり成長しています。当初から感じていた二つの点は、今もまったく変わってはいません。一つは、これからの災害の可能性をきちんと受け止めて、対応していかなくてはならないこと、二つ目は、未来に対する私たちの責任をしっかりと認めていかななくてはならぬことです。それは一貫した私の考えです。

日本の未来を
考えるなら、
原発を廃炉に！

原発事故は、まったくの人類です。そして原発事故は、類をみない深刻かつ巨大なものになることは疑う余地はありません。福島原発事故が今の程度ですんだことは、偶然や幸運にも助けられた結果といえるかもしれません。しかし、事故から6年もたつのに、いまだに汚染水は流れ続け、溶け落ちたデブリがどこに

うなっているのかさえわかりません。まともに復旧が取り組まれているなどとはとても言えません。こうした状況をみると、原発事故がまた起これば、それは日本社会の経済、生活に対して、重大で深刻な打撃を与えることは、疑う余地がありません。毎日の経済活動、これが再び原発事故で寸断停止されることになれば、日本社会がこうむるマイナスの影響は、計り知れないものがあります。それを防ぐ手立てが、原発を再稼働させないこと、廃炉にすることであると考えます。

また、日本の未来を考えるなら、原発に依存しないエネルギー社会に切り替えていく方向が、当然考えられます。今の日本政府、電力会社が、むしろその道をせばめたり、ブレーキをかける方に向いていることを、なんとか改めさせなくてはなりません。

この裁判を、傍聴するなかでも、被告側主張は、具体性に乏しいものと受け止めています。断層についてだけを見ても、3月10日の原子力規制委員会では、泊原発のすぐそばの海底に活

断層を認めよと、規制委員会は命じました。被告側の規制委員会でのこれまでの主張が間違っていたことが、公の場で、明らかにされたのです。自分たちに都合のいい解釈に基づいて、この6年間、科学的知見とその前進に背を向けて活断層の存在を否定してきた被告側の罪は重いのと思います。

また、泊原発だけでなく、すべての原発、とりわけ、今後は老朽化していく一方の原発のリスクと、将来の原発事故の被害に対して、電力会社も国も、今後、真正面から向き合わねばなりません。誰しも望まぬ道に進まぬためにも、そのような選択を容認するわけにはいきません。裁判長、この裁判は、国民や日本社会の未来に、大きな関わりがある裁判です。

原告の一人として、意見を発言できる機会をいただき、ありがたく思っております。どうか、裁判長ならびに裁判官のみなさまが、明らかにした被告側の非を認め、すみやかに、泊原発を廃炉にする決定を下していただきたいと願っております。

第21回口頭弁論報告会

「三人目の裁判長」

未来の世代への大きな責任を感じつつ、全国で原発再稼働に反対する多数の市民の姿があります。にもかかわらず、再稼働への流れが着実に進む現状。さらに、私たちの訴訟を担当する裁判長が替わるとの情報。口頭弁論前に耳にしました。この裁判が始まって3人めの裁判長となります。これまで幾多の方々が見聞陳述に立ち、経験したことのない緊張の中でなんとか廃炉の必要性を伝えたい、思いをくみ取ってほしいと懸命に裁判長に向けて言葉を発してきました。それを聞く傍聴席では祈るような思いで裁判長の顔を見つめた人も数多くいたはず。それなのに、また裁判長が替わる。傍聴希望者が集合した大通り公園の青空と緑のさわやかさは対照的に、心中は暗雲がたちこめていました。

「新裁判長に期待大」

報告集会手伝いのため傍聴には参加せず、高等学校職員センターで傍聴の抽選にはずれた方々と原発関連連

キュメンタリーを見て待つうち、傍聴を終えた方々が入ってきました。みなさん笑顔です。いつにないことです。いたい、どうしたの？謎ときは開会挨拶に立つた常田共同代表からありました。新裁判長は声を通してよく聞こえ、しかも、北電に「それはいつ回答しますか？」「永遠に待つことはできませんよ」と言い渡してくれたとの事。

これまで、よく聞き取れない裁判長と、のりくらの対応に終始する北電側にフラストレーションを募らせた傍聴経験者は多いはず。今後の口頭弁論、乞うご期待です。

「熱気に包まれた会場」

続いて、我々の今回の主張について弁護団よりスライドを交えながらポイント解説が行われると、活断層や火山の知見と格闘しながら北電の追及に臨んでいる様子に聴衆も引き込まれ、会場は熱気に包まれました。菅澤弁護士からは、北電が従来「ない」と存在を否定してきた海底活断層について、本年3月に原子力規制委員会が出したことをアピールし、それを受けた裁判長が北電



に再検討の有無を速やか、かつ、明確に回答するよう求めた、と報告がありました。さらに、木場弁護士から火山のリスクについての主張解説、市川弁護団長からまとめと裁判の進行について話がありました。

暗雲にわずかに日が射した思いがあります。しかし、集会終盤には共謀罪の私たちの活動への影響について、出席者が懸念を共有する場面もありました。良い変化にも悪い変化にも遭遇しながらの長い道のりです。

(原告・小原由美子)
(参考：傍聴席60席、傍聴希望者71名、抽選に外れた方11名)

報告会 アンケートのまとめ (抜粋)

①裁判のご感想やご意見をお聞かせください

初めて傍聴にきました。私の祖父は和歌山県日高町出身で、親族は原発反対を続けて日高郡に原発2基を取りやめさせました。街はさびれてますが、安全で美しい海があります。住民が頑張って原発を退けたのですから、私たちにもできると信じています。

裁判長が代わって声が大きく、進行が明確になり、結審に向け加速させようという意思も感じられた。弁護団の主張は明快だった。

北電は規制委に対して、地震由来を認めるとしたのに裁判では認めないというのは不可解。今後、活断層の存在を前提にした部分論争に向かうと思われるが、裁判長に期待しつつ、我々の活動を盛り上げることが必要と強く感じた。

口頭弁論の植田さんの言葉が、一般人の心配と重なり、心から納得できるものでした。弁護団の非常に説得力ある弁論にご苦労も見え、感謝です。今回は問題点がしっかり見ええました。

②集会・映像上映のご感想やご意見をお聞かせください。

アメリカ、ドイツに比べて、断層に対する危険性に日本は鈍感なのだろうか？

とてもいい内容の映像でした。廃炉の手立てや費用を北電に明らかにさせたいと思いました。

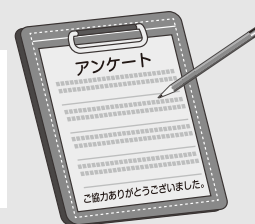
③口頭弁論終了後の報告会のご感想やご意見をお聞かせください。

今回はこれまでの陳述をまとめたもので、とても理解しやすい資料なので、これまでの裁判での主張がよくわかり良かった。できればプレゼン資料を配布してほしい。

弁論更新に伴う2件の弁論（活断層と火山）は、途中から傍聴参加した私には簡潔でうまくまとまってとても良かったです。原告側の今回弁論の最後に弁護団長が行った（被告側に王手をかける）まとめの発言を含めて文書にまとめて発表してほしいと思います。

④泊原発の廃炉をめざす会へのご感想やご意見をお聞かせください。

6/11の小野共同代表の退任挨拶が心に残った。科学に対し腰を引くのではなく、取組むべきで、小野先生はじめハカセの会には引き続き邁進して戴きたい。



(表記変更以外、原文のまま)

原告準備書面22

積丹半島西岸沖活断層を 前提としない設置許可は無効状態

弁護士 菅澤紀生

規制委3月10日
適合性審査会合

原子力規制委員会は2017年3月10日の適合性審査会合で、北電に対し、積丹半島西岸沖海底活断層の存在を前提として検討するよう指示した。これを受け原告は、同年6月13日第21回口頭弁論期日にて、同年6月6日付け原告準備書面22を陳述した。準備書面22は、本訴訟において当該海底活断層の存在がいかに重要な意味を持つのか説明した書面である。本訴訟において重大な局面の展開を示すことになった準備書面22の内容を紹介する。

まず、転勤により新たに本訴訟を担当することになった裁判長に対し、3月10日の規制委の指示の重要性を認識してもらったために、新聞記事を画像として引用した。プレゼ

ンテーションでも証拠として提出した各種新聞記事を並べることで、世間に与えた衝撃を強調した。

適合性審査会合後しばらくは不満を述べていた北電だったが、同年同月16日、原子力規制委員会の再検討の指示を受け入れ、当該海底活断層が存在することを前提とした安全対策の検討に着手すると発表した。北電が行ってきた基準地震動の策定を中心とする安全性審査は根底から覆されたのである。

1982年から依拠
してきた北電の耐震
安全性評価が無意味に

原発の耐震安全性評価の流れは以下の図1のとおりである。電力会社は、自ら地質調査の実施・活断層の評価を行った上（A）、基準地震動を定め（B）、それをもとに

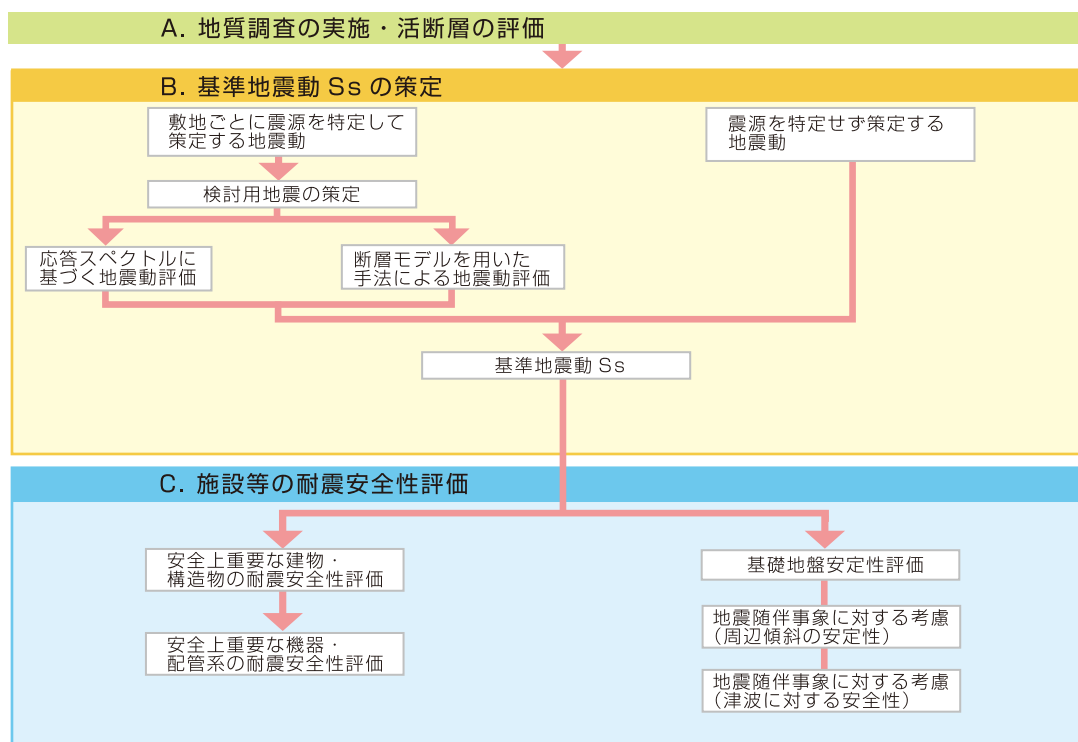
各設備の耐震安全性を評価する（C）。

北電がこれまで基準地震動策定の前提としてきた活断層の評価の誤りが明らかとなり（A）、震源を特定して策定する地震動はその前提が崩れたために全く別の検討を要することとなった（B）。耐震安全性評価の要である基準地震動（B）の見直しが必要となった。したがって、それに基づく設備の耐震安全性の評価（C）も無意味なものとなる。昭和57年（1982年）6月11日の泊1、2号機の設置許可申請から今日まで、長年に渡り北電が依拠してきた耐震安全性評価は全く無意味になったということである。

この海底活断層の存否
こそが訴訟提起段階
からの最大の争点

原告は2011年11月の訴訟提起の段階から、訴状でこの海底活断層の存在を主張し、北電がこれを無いものとして耐震安全性を評価していることが誤りであり、泊原発は耐震安全性が保たれておらず危険であると訴えてきた。

図1 耐震安全性評価の流れ



これに対し、北電は一貫してこの海底活断層の存在を否定してきた。基準地震動550ガルは、近いけれど短い尻別川断層と、長いけれど遠いF B・2断層を検討対象として導かれたものである。

図2…北電

図3…中田・渡辺

活断層学会等での研究者の発表と規制委での議論

泊原発の廃炉をめざす会が発足した2011年7月7日の集会で、渡辺満久東洋大教授は、この海底活断層の存在を推認する根拠となる泊原発周辺のベンチやノッチなどの変動地形について説明された。訴状やその後の原告の主張も渡辺教授の見解に依拠してきた。北電はこれを否定し続けてきたので、当然ながら規制委適合性審査会合でも、この海底活断層の存否をめぐる積丹半島の地形についての議論が続いてきた。

海底地形図から、積丹半島西岸沖に南北に段差があることは明らかであり、この点について争いはない。問題は、これに沿って活断層があるのかないのかである。追加調査



図2

による海底音波探査の結果でも判別できないので、積丹半島西岸が地震で隆起したことを示す地形があるかどうかが当該海底活断層の有無の判断にあたり、キーポイントとなってきた。泊原発周辺の地形に海成段丘や離水ベンチなど地震性隆起を示す変動地形があり、さらには積丹半島自体が傾動しているという渡辺教授らの主張に対し、被告が規制委員会ですべて否定するべく追加調査を重ね、これら

を否定する主張をするという状況が長年続いていた。2014年9月12日適合性審査会合では、島崎委員長(当時)は「どうも平行線のようなので。」と北電



図4

の主張に対して消極的な意見で議論を締めくくった。しかし、その後、委員長が石渡明氏に交代し、2015年12月25日適合性審査会合では、いつたんは北電の説明について「概ね妥当な検討がなされ

ている」と積極的な評価がされるに至った。しかし、北電は規制委からの地形発達史的な説明という宿題に答えることができず、再度の現地視察を経て、とうとう海底活断層の存在を前提に検討すべきとする2017年3月10日の指示に至ったのである。

図4…渡辺

評価

泊原発からわずか15kmしか離れていない場所に40kmから100kmの長さの海底活断層があるにも関わらず、この存在を否定して検討されてきた被告による耐震安全性評価は

全く合理性を欠いている。伊方最高裁の規範に照らしても、調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があったことは明らかである。こうした誤った審査を経て得られた1、2号機の設置許可(昭和59年6月14日)、3号機の設置変更(増設)許可(平成15年7月2)は、無効状態であり、新規制基準に基づく変更許可申請も認められる見込みはない。現在の泊原発は、想定されていない巨大地震にいつ見舞われるかわからず、たとえ停止状態であっても、周辺住民だけでなく相当範囲の市民の生活に具体的危険性を及ぼしているのである。

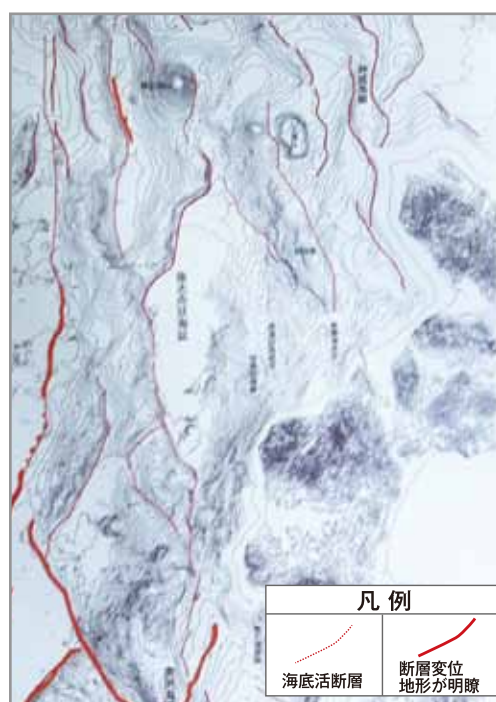


図3

北海道にも迫る核ごみ地層処分

幌延集会・科学的特性マップ・「電気のごみ」教材

科学的特性マップ公表翌日の 幌延集会報告

さる7月28日、経済産業省資源エネルギー庁は高レベル放射性廃棄物（核のごみ）最終処分に係る「科学的特性マップ」を公表しました。その翌日、豊富町で開催された「ほろのへ核のごみを考える全国交流会」で、立石雅昭 新潟大学名誉教授（地質学）が、核のごみ地層処分と安心・安全な「適地」あるの？と題して講演され、「科学的特性マップに期待していたが、科学性がない。海岸線は様ではないのに」「輸送面でも好ましい地域」として沿岸20kmを一律にしているのは塗り絵みたいなものだ。サロベツ原野を含む北海道の断層はほとんどが逆断層タイプで、地下で傾斜しているのに対し、マップでは断層に沿ってわずか1kmの幅を示すのみ」と地層学専門家として批判しました。7月30日、全国交流会は地層処分研究事業を行っている日本原子力開発機構への申し入れと質疑をしました。参加者からこれまで「研究事業終了期限」を「およそ20年」と不明瞭に説明してきたことに対する追及があり、「埋戻しを最速で進めた場合、工事設計に最低2年、施

工開始までに年度をまたぐと更に1年、工事そのものには数年かかる」と期限延長案を匂わせる説明をしつつ、平成31年度内に工事計画案を提示すると回答しました。全国交流会では、この場で北海道知事へ北海道条例を遵守するよう求める要望書提出を決めました。



NUMOが提案する核ごみ地層 処分に關する「授業実例」

札幌で開催されたシンポジウム「今改めて考えよう地層



処分」で配布された「高レベル放射性廃棄物の処分問題を学ぶ基本教材」に、「核のごみ」（高レベル放射性廃棄物・ガラス固化体）が「電気のごみ」と記載されていたため、釧路市9月定例議会では宮田ほか議員が教育問題の答弁内容として話題を取り上げました。教材案は、小学校3、4年生の社会科、5、6年生では社会科・家庭科・理科、6年生では総合的な学習の時間内で「未来を考える指導計画」として、中学3年では社会科の公民の分野の中で「日本の資源、エネルギー問題を考える単元」とし、授業実例では具体的学習活動、指導上の留意点、配慮事項、理解の評価、準備物の指示、授業展開、時間配分まで提案されています。教材例を確認し、「原子力推進を含むエネルギー基本方針」「核ごみ処分方法は深地層処分が最善である」という論のすり込みが学校教育現場へ持ち込まれる可能性を危惧します。

（報告：核ごみ問題担当世話人
マシオン恵美香）

防災用語 共同代表：常田益代

原発防災の手引きを見るとアルファベットの略語が並んでいますが、ピンときません。略語の意味は次のとおりです。

- **EAL** = Emergency Action Level（緊急時活動レベル）。事業者が施設の特性ごと定めることになっています。EALは事故の進展によりさらに次の3つに分けられます。① EAL（AL）警戒事態で5キロ圏の要配慮者の避難準備開始 ② EAL（SE）（例）全交流電源喪失でPAZ5キロ圏住民の避難準備開始。③ EAL（GE）（例）冷却機能喪失でPAZ5キロ圏住民の避難開始。安定ヨウ素剤服用。一方、UPZ30km圏住民は屋内退避。
- **OIL** = Operation Intervention Level. 環境モニタリングなどの結果をみながら運用上の介入のレベルを判断します。
- **PAZ** = Precautionary Action Zone. Precautionaryは予防的の意。原発施設からおよそ半径5キロ圏内で放射性物質が放出される前に予防的に避難などを行う区域です。
- **UPZ** = Urgent Protective Action Planning Zone. 緊急時防護措置を準備する区域です。原発施設からおよそ30キロ圏が目安。緊急時活動レベルや介入レベルをもとに、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用を判断します。
- **PPA** = Plume Protection Planning Area. 放射性の雲であるプルーム通過時に避難すると被ばくするので、その影響を避けるために屋内退避などの防護措置を実施する区域です。

原子力防災用語 参考情報

富山県 http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00012998/00849420.pdf

内閣府 http://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/keikaku/keikaku.html

地域連絡会

報告

泊原発廃炉の会・そらち

2014年4月に発足してから4年目に入っています。北海道を安心・安全で自然を大切にしたい大地にするために、他の団体とも協力していろいろな催しをしてきました。現在、会員は92名。

写真は、総会の時に私が「関東からの避難者が語る放射能汚染の真実」北海道は安全？」と題してお話した時の光景です。前会長の故・森山軍治郎さんも写っています。

総会では毎回、講演や映画鑑賞を行っています。今年は「チャルカ」という映画を観ました。核ゴミの問題を、賛成派の意見も取り上げ、深く掘り下げています。

「あさこはうす・六ヶ所村ツアー」は今年で3回目。この7月初めにも6名で訪問してきました。小笠原厚子さんと交流・支援し、下北現地の活動家である萌出(もだし)浩さんの案内で各地を回りました。

「大空と大地の奏でるメロディー」すべての命の祭り」というイベントも、この8月で2回目。「みどりのおや

ゆび・チュウ」という自然保護団体との共催です。上幌の丘で、自然に触れながら地球環境やエネルギー、生き物の生態に気づき、現代に生きる私たちの生き方を考える、という趣旨です。



学習会も年2回くらい行っています。この9月には、「放射能って！何？」と題した放射能の基本をわかりやすく学ぶ機会を、今年は「ゴミと環境を考える市民の会」主催で行います。10月には、六ヶ所村の核燃料処理施設の最新状況なども交えた核廃棄物のお話を、当会副会長の榎原さんが行います。

まだ日程は決まっていますが、森山軍治郎さんを偲ぶ会を美唄市のアルテピアッツァで行う計画をしています。

(会長・中村由紀男)

北区の会

泊原発の廃炉をめざす 札幌北区の会 これからの活動

北区の会では今年度も署名活動を行います。スタートは7月5日(水)です。

昨年度は「再稼働を認めないで」「北海道に核ゴミを持ち込まないで!!」の署名活動を、週3回3か所まで、計31回行いました。今年は週1回。隔週で月曜日と水曜日に行います。場所は札幌駅紀伊国屋書店前か麻生。フライヤーも新しく作りました。道行く人々の心の扉を「コツコツ」とノックできればと思います。みなさまの参加をお願いします。雨天や参加者が3名に満た

ない場合は中止ですので、参加される方は事前にご連絡ください。

メール haiko.kitaku@gmail.com



北区の会の昨年度の主な活動は署名活動、学習会の開催、北電に対する行動の3つでした。学習会としては、佐藤英行さんを講師に招いて、後志での泊原発地域説明会に関する学習会。2回にわたる札幌市の出前講座「札幌市地域防災計画・原子力災害対策」

について。市川弁護団長を囲んでの「もっと知りたい泊原発廃炉訴訟」。それぞれが時期に合った、自身の濃い学習会だったと思います。今年度も、9月10日(日)の1時半から小野有五さんの講演「泊原発再稼働してはいけない! 8つの理由を札幌エルプラザで。11月11日(土)の午後には川原茂雄さんの原発出前講座を行います。

昨年度は、北電に対し、4度にわたる札幌各区および全道各地での地域説明会要請行動、そして「泊原発所の安全対策等に関する質問書」の提出を行いました。現在、質問書に対する北電からの回答を検証中です。

(共同代表・井上敦子)

十勝連絡会

月2回、暑さにも雨にも 負けながらも署名アクション

十勝連絡会は、月2回を目標に署名アクションを行っています。場所は帯広駅南側、時間は午後1時から1時間程度と固定化

しています。6月は雨で2回中止し、6月24日(土)に第81回署名アクションを2人で行いました。都合のつかない人が多い時は、2人でも行います。この日は30筆の署名が集まりました。

7月8日(土)に35度を超す炎天下で第82回署名アクションを行いました。猛暑で人通りも少なく、健康管理を考えると30分に

短縮して終えました。ジャイ力帯広に研修中の外国人も署名に協力してくれました(写真)。7人参加でその場で30筆、地域で集めてくれた署名も合わせて60筆集まりました。総計1828筆です。

7月22日(土)に第83回署名アクション。この日も31度と暑く、健康管理を考え30分に時間短縮。暑い中足を止めて協力してくれたお陰で20筆集まりました。7人参加。

今後も、署名の数にこだわらず、街頭で泊原発再稼働反対の声をあげていくことが大事であると考え、地道に署名アクションを続けて行きます。

また、十勝連絡会は、7月29日に、2012年の映画「内部被ばくを生き抜く」の上映会を開きます。3月に亡くなった肥田舜太郎さんも出ている映画です。内部被曝の復習をしようと考えています。

(代表・中村廣治)



大間は激しい雨だった

初めて参加した

第十回大間原発反対集会

雲行きがだんだん怪しくなってきたところ、集会は始まり中道事務局長の挨拶を皮切りに各地から集まった代表者十七名が熱い思いを吐露した。今回は浪江町から3人のロッカーが自分たちの経験した未曾有の災害、除染作業の手抜き、人々の深い傷あなどを訴えた。我が会からは代表してマシオンさんが3つの視点に絞り簡潔で素晴らしいスピーチをした。



だんだん雨は激しくなりデモに入ったが、ひるまず毅然として大間町を大きな声で反対を訴えながら行進した。若い母や子どもたちが手を振って応えてくれ支援者はいると確信した。私は「あさこはうす」に泊めてもらっていたがこの集会のため、十五日、十六日全国各地から水を持って仲間は訪れ厚子さんと親交を深め再会を約束していた。あさこハウスを一目見たいとの密かな思いも多いことがわかり来年は一般開放も考えている。

(事務局・大場幸子)

泊原発を再稼働させない 全道連絡会

報告

泊原発を再稼働させない全道連絡会は、5月14日に設立し、知事に再稼働の同意をさせない、ということを中心として活動を開始しました。現在54団体が結集し、今後加盟団体を増やす予定です。連絡会では、知事に対する意見書と規制委への質問書を提出しました。規制委には泊原発が明らかに新規制基準を満たしていないのですから、直ちに不許可処分にするべきという意見と質問でした。知事からは、通りいっぺんの回答書しか来なかったため、次に具体的に避難計画などに対する質問書を提出し、知事本人からの回答を求めることにしています。さらに連絡会として署名活動を行うことを決めました。道民の命と生活、北海道の経済などを守るため知事は再稼働を認めるべきではないという署名です。署名活動で、曖昧な態度をとる知事を追い込みたいと思います。連絡会の署名用紙が完成した時点で、廃炉の会の今までの署名活動は終了し、知事に要請活動を行いますので、多くの皆さんのご参加をお願いいたします。

お知らせ 第22回 口頭弁論

2017年9月19日(火) 14:00~

札幌地裁

(札幌市中央区大通西11丁目)

集合 13:10
大通公園西11丁目

集会 13:50~
傍聴抽選に外れた人対象

報告会 口頭弁論終了後~16:00

会場 北海道高等学校
教職員センター
(札幌市中央区大通西12丁目)

2017年活動方針

6月11日に2016年度の活動報告会が開かれ今年度の活動方針が決まりました。

1 訴訟について

2016年度は、全国の仮処分申請と訴訟に対して、住民側の訴えが退けられる決定や判決が出されました。巷間では、最高裁の「原発シフト」などと言われています。しかしこのように結論することは時期尚早です。私たちは訴訟を提起している以上、裁判所が法に従って判断するものとして訴訟を行っていくものです。

特に、今年に入ってから原子力規制委員会が北海道電力の設置変更許可申請に対して、地震動評価の前提となる泊原発沖合に存在する活断層の有無について、北電の申請書が不備であることを指摘しました。このことは、現時点において北電の許可申請は「適合性審査に合格しない」ということを意味するのですから、訴訟においてもこの点を強く訴えていきたいと思っています。

また、訴訟に関しては、全国の裁判所の決定や判決の検討を行い、住民側がなぜ負けたのかの分析を詳細に行い勝訴するためにいかなる工夫が必要なのか、という点に関して検討が必要になっていきます。全国弁護士会議でもまだこの検討は進行中で、全国の弁護士団の英知を結集して結論を出す必要があります。

2 運動について

2016年度活動報告でも報告したとおり、「廃炉の会」が中心の一翼を担って、「泊原発を再稼働させない北海道連絡会」を結成しました。「廃炉の会」は、この連絡会に結集した道内の諸団体と協働して知事に対し、再稼働を認めさせないよう運動していきます。

「廃炉の会」が従来から取り組んでいた署名活動については、今後連絡会が統一署名活動を展開する際には、いったん終了し、まず「廃炉の会」として知事あてに提出することとします。そして次に、「北海道連絡会」の統一署名活動に取り組むことにします。

「北海道連絡会」では、今後、知事交渉、道議会交渉、そして後志を中心とする自治体交渉を通じて、知事への圧力をいくつそう強める活動を行っていくよう「廃炉の会」として提案していきます。